

景観保存制度にみる韓国の歴史的景観保存の現状と課題 Present State and Issues of Historic Landscape Seen Through Conservation System for Landscape in Korea

李 明善・金 玖淑
Myungsun YI, Minsuk KIM

1. 研究背景

本稿では、韓国における歴史的景観保存の現状と課題を考察すべく、都心部と山間部の歴史的景観保存のための試みを事例として挙げることとする。すなわち、都心部における歴史的景観保存については歴史都市ソウルの北村韓屋保存地区を対象にその歴史的景観保存の概要と現在実施中である「韓屋登録制度」を中心に、山間部に位置する寺刹の歴史的景観保存については1987年制定の「伝統寺刹保存法」を簡単に紹介するとともに伝統寺刹の登録状況及び景観保存のための規定内容について報告する。

2. 都心部における歴史的景観保存の現状

(1) ソウル市北村韓屋保存地区の概要

北村は、歴史都市ソウルの中心部、景福宮(朝鮮王朝の正宮)と昌徳宮(朝鮮王朝の離宮)間に位置する住宅地で、全国各地から上京してきた両班(上流階級)の住宅や官府に勤める官吏の住宅が密集していた地区である。この地区の地籍図をみると、北から南へ流れる数本の水路があり、この南北方向から水路を中心に住宅地が細長い形態で形成されていた。これらの水路は都城ソウルの主な水源の一つであったが、次第に急激な人口増加により埋め立てられ、住宅地化した。

都城ソウルの政治、行政、文化の要地であった北村は、1920年代から大きく変化を見せているが、高級官僚の住まいであった広大な敷地は、50-80坪単位の住宅地に分割され、中小規模の都市型住宅、韓屋が多く建設され、現在に至っている。つまり、現在の姿は1920、30年代に主に形成されたものである。

現在北村には、文化財建造物、史跡、民俗文化財、天然記念物など、合計21箇所の国市指定文化財が散在しており、約900棟の韓屋が密集している。

(2) 歴史的景観保存制度の変遷

北村の歴史的景観に関する保存の動きは、1970年代後半ソウル市漢江以南の開発が本格化し、北村にも大規模の再開発計画が動き出し、これを懸念したソウル市が北村を民俗景観地域に指定したことから始まる。

1980 年代になると、民間の開発業者による再開発計画が次々と公になり、これらを懸念しソウル市は「固有の建築様式の保存及び生活環境の美観維持」のため、北村地区を美観地区に指定した。さらに、1984 年はこの美観地区全域を韓屋保存地区に指定した。しかしながら、この時の規制内容は、韓屋保存を目的としながらも新築行為に対する強い規制が主なものであり、本来の目的である韓屋保存は、その修理行為も停滞していき、韓屋の老朽化が進む結果となつた。

地域住民の合意を得られないまま、ソウル市による韓屋保存のための強い規制が行われ、地域住民の不満だけではなく、韓屋の老朽化、生活環境の悪化を招き、地区の安全性も問題視されるようになった。結局、規制緩和の方針が検討され、1991 年韓屋保存地区指定が解除された。その後、美観地区における敷地面積の制限及び新築行為の審査が廃止されたのである。



写真 1～3 北山韓屋保存地区風景

(3) 北村保存事業

ソウル市により実施された北村保存事業(2001～2006)は、韓屋が密集している北村の歴史的価値を認識した上で、地域住民の生活環境に配慮した環境整備事業と韓屋保存事業を、両方進めることができが目的である。そのなかで、韓屋保存事業として最も骨格となっているのは、韓屋登録制度である。これは、韓屋を保存する意思のある所有者に対する登録制の助成施策である。登録された韓屋については、費用支援(新築及び修理費用の一部支援)、環境改善(公共駐車場、公園、共同浄化槽建設)、制度的支援(建築規制緩和、税制減免)の3つの方面から支援を行う。新築及び修理費用の支援対象は、塀・外壁・屋根・大門・窓などの通りから見える景観要素とし、地区全体の歴史的景観の調和に最も注意を払っている。さらにソウル市は、韓屋保修条例及び施行規則を制定し、修理基準及び内容を明文化するなど、地域住民の理解を得る努力を行っている。

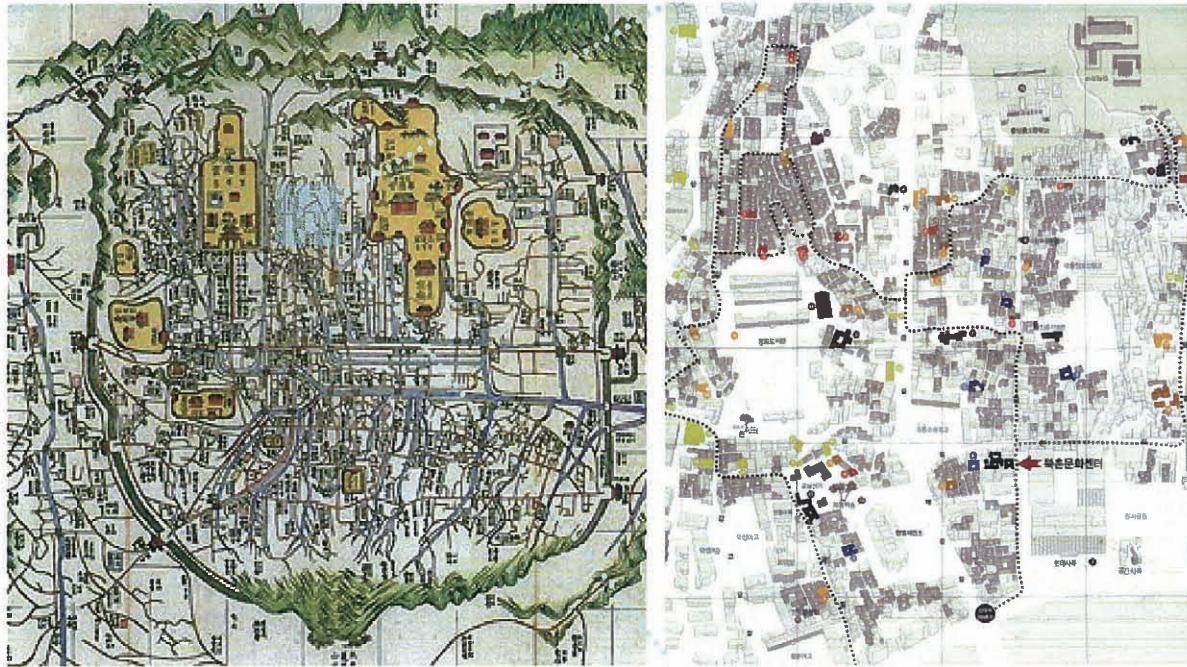


図1 漢城府地図*(1901年、水色部分が北村)

図2 北村韓屋保存地区(現況)

表1 北村地区に適用された制度と主な規制内容**

区分	年度	制度名	根拠法	主な規制内容
歴史性認識期	1976. 12	民俗景観地域		規制項目なし
	1977. 10	最高高度地区	都市計画法	最高高さ 10m(慶福宮近隣地区のみ)
規制による保全期	1983. 7	美観地区	都市計画法 建築条例	新築行為について 2~4 層可能、敷地面積最小限度 200m ² 、色彩及び形態については建築審査
	1984. 4	韓屋保存地区	建築法 (建築条例)	住宅:1 階以下、共同住宅:2 階以下、商業用:3 階以下、建物高さ 10 m 以下、韓屋様式必要
規制緩和の時期	1991. 6	美観地区	建築法 (建築条例)	一般基準:建物高さ 10m 以下、用途別階数規制の撤廃 特別基準:中央路沿道敷地は最高 13 m 以下、4 階以下 住商混在地区:建物高さ 13 m 以下、4 階まで
	1994. 8	美観地区	建築法 (建築条例)	一般基準:建物高さは 16 m(4 階)以下、幅 20 m 以上 の場合沿道敷地は 5 階以下 特別基準:幅 6 m 未満道路に接する敷地は延べ面積 300 m ² 以上非居住用途の建築禁止
	1999. 2	美観地区	建築法 (建築条例)	建築審査の廃止
選択的な保全時期	2000. 4	法改正対応	建築法 建築条例	美観地区の都市計画条例制定まで建築行為停止
	2000. 7	歴史文化 美観地区	都市計画法	都市計画法の改正によって美観地区の名称変更
	2001. 1	韓屋登録制	市条例	登録制度及び韓屋改修に対する支援条件設定
	2002. 5	韓屋登録制	市条例	登録韓屋に対する支援及び規制

* 国土地理情報院所蔵資料

**權泰穆・小浦久子「都心住宅地における歴史的環境の保全施策と居住者の環境評価に関する研究
—韓屋・ソウル北村地域の都市型韓屋を事例にして」『日本建築学会計画系論文集』第 598 号、2005 年
12 月、pp95-100 表 1 引用

3. 伝統寺刹の歴史的景観保存の現状

韓国の伝統寺刹保存のための初期の法律は 1902 年の「国内寺刹現行細則」と 1911 年の「寺刹令」まで遡ることができる。特に、「寺刹令」では寺刹所有の財産目録を作成し、その処分に関しては朝鮮総督の許可が必要と定められていた。その後、1916 年の「古蹟及遺物保存規則」、1933 年の「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」、1962 年の「文化財保護法」によって寺刹の建造物や仏像、経典、仏具などの各種美術工芸品が指定文化財として保存してきた。また、1987 年には「伝統寺刹保存法」が制定され、近年にはその規定内容の中に景観保存に関する規定が盛り込まれ、改正されてきた。

(1) 「伝統寺刹保存法」とは

本稿でいう韓国の「伝統寺刹」とは、1987 年 11 月 28 日制定の「伝統寺刹保存法」第 2 条に明示されているように「仏像など仏教の信仰の対象としての形象を奉安しており、僧侶が修行し、信徒を教化するために建立・築造した建造物(境内地・動産及び不動産を含む)」で、「伝統寺刹保存法」第 4 条によって指定・登録されたものである。

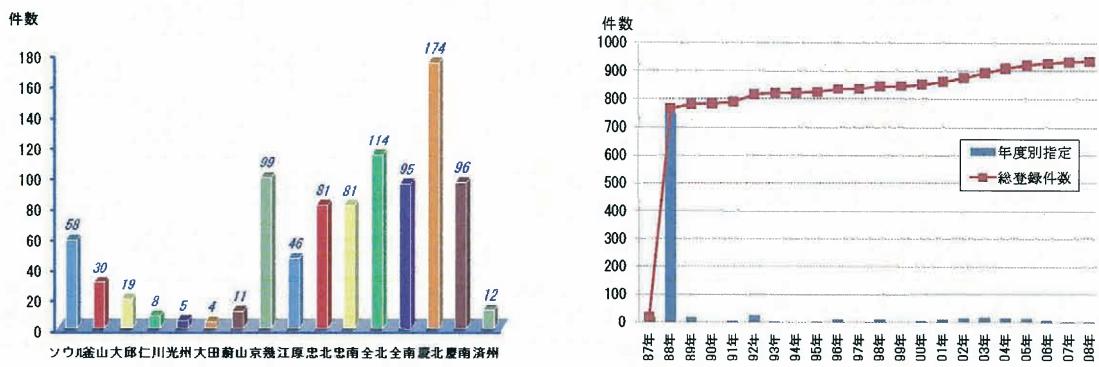
「伝統寺刹保存法」の制定理由は、仏教団体に対する不要な干渉を排除し、文化遺産として歴史的意義を持つ伝統寺刹を重点的に保存・管理することである。また、「伝統寺刹保存法」第 3 条にも明示されているように伝統寺刹の尊厳及び修行環境を保護するための法律でもある。

(2) 伝統寺刹の指定及び登録現況

伝統寺刹の指定基準としては、下記の 4 項目を挙げることができる(「伝統寺刹保存法施行令」第 3 条)。

- 1) 通史的な視点から時代的特色を明確に表す寺刹
- 2) 韓国固有の仏教・文化・芸術及び建築史の流れを理解するのに特に必要な寺刹
- 3) 韩国文化の生成と変化を考察する際に典型的な例となる寺刹
- 4) その他、文化的価値から伝統寺刹として登録するのが妥当であると考えられる寺刹

これにより 2008 年 12 月現在まで指定・登録された伝統寺刹は 933 ヶ所で、韓国の全寺刹(2006 年末現在、約 22,000 ヶ所と推定)の約 4.24% を占める。図 3 は伝統寺刹の指定・登録状況をグラフとしてまとめたものである。地域別にみると、慶尚北道が 174 ヶ所(18.65%) として最多で、その次は全羅北道 114 ヶ所(12.22%)、京畿道 99 ヶ所(10.61%) の順で指定・登録されている。また、年度別にみると、1987 年から 1988 年にかけて多くの指定・登録がなされ、それ以後は右肩上がりではあるが、毎年の指定件数の増加に大きな差は見られない。これは「伝統寺刹保存法」が従来の「佛教財産管理法」(1962 年 5 月 31 日制定)の代わりに制定されたもので、1987 年から 1988 年にかけて伝統寺刹として一括登録され、それ以後は毎年平均 8.4 件のほぼ一定の指定・登録がされてきたからである。



また、伝統寺刹として登録されると、法堂などの寺刹における施設物の老朽が甚だしい場合、国から補助金が支給される。その改・補修費の負担割合は国庫と自治体、所有者がそれぞれ4対4対2の比率である。補助金支援は1997年から始まり、最初は6ヶ所の寺刹に1億6,700万円、2003年には107ヶ所の寺刹に51億2,000万円、2004年には113ヶ所の寺刹に56億3,100万円、2005年には131ヶ所の寺刹に61億6,900万円、2006年には129ヶ所の寺刹に60億5,200万円、2007年には153ヶ所寺刹に91億3,200万円の支援があった(文化体育観光部『2007文化政策白書』、2008、p.365 参照)。しかし、伝統寺刹の登録状況からみると国庫補助金を受ける寺刹は韓国の全寺刹の0.5%にも至らないのが現実である。

(3)「伝統寺刹保存法」における景観保存

「伝統寺刹保存法」は1987年の制定以来、何度か改正を行っているが、その中で最も注目すべきは、伝統寺刹及びその周辺の風致保存のための保存区域の指定を定めた1997年と2005年の改正である。この2度の改正で、現在は以下のようないくつかの保存区域を指定できるように定めている。



- 1) 伝統寺刹保存区域:伝統寺刹の境内地のうち、伝統寺刹及び修行環境の保護と風致保存に必要な地域(1997年4月10日の改正、「伝統寺刹保存法」第6条)
- 2) 歴史文化保存区域:伝統寺刹を保存するために必要と認められる伝統寺刹の境内地周辺地域(2005年12月14日の改正、「伝統寺刹保存法」第10条)

上記の保存区域をわかりやすく図式化したのが図4である。堀などで囲まれた地域を「境内」、仏教の儀式、僧侶の修行及び生活と仏教徒の教化のために寺刹に属す土地を「境内地」(「伝統寺刹保存法」第2条)とし、「伝統寺刹保存区域」はこの境内地の中に設け、境内地の外郭境界から外に500m以内の区域(「伝統寺刹保存施行令」第10条)を「歴史文化保存区域」として指定できる。また「伝統寺刹保存区域」では宗教的な目的以外の施設は設置を禁止し、「歴史文化保存区域」では道路・鉄道の建設をはじめ建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更、土石採集などの事業に関して「伝統寺刹保存委員会」による事前審議が必要である。しかし、「伝統寺刹保存区域」に関しては自治体からの指定告知が進んでいるが、「歴史文化保存区域」指定は土地所有者らの反発も大きく、指定はなかなか難しい状況である。

4. まとめ

北村韓屋保存地区における保存の歴史は、韓国の歴史都市における歴史的景観保存の歩みを代表する事例ともいえる。地域住民の理解を得られる前に強い規制から始まる保存制度の試行錯誤を通して、地域住民を保存計画の中心に参加させる、また、歴史的環境と生活環境、両方を守る現在の北村保存事業にたどり着いた。つまり、韓屋登録制度は今までの行政主導の反省点から、所有者が歴史的景観保存の主体となり、それを行政が補助する方針の転換をみせている。

山間部の歴史的環境保存の代表的法令である「伝統寺刹保存法」は、1987年に廃止された「仏教財産管理法」の代わりの法律としてスタートしたが、現在は伝統寺刹の保護だけでなくその周辺の風致保存のための法律としても役割が期待されている。特に、「伝統寺刹保存法」は環境保護や開発抑制のための法律というより、無形遺産としての仏教儀式や僧侶の修行を意識した景観保存の法律として大きな意味を持つと言える。

※参考文献

1 韓国:北村韓屋村

http://www.visitseoul.net/visit2006/article/article_view.jsp?seq=868&page=1&strCH=theme|rcity|bukchonc

2 権泰穆・小浦久子「都心住宅地における歴史的環境の保全施策と居住者の環境評価に関する研究—韓屋・ソウル北村地域の都市型韓屋を事例にして」『日本建築学会計画系論文集』第598号、2005年12月、pp95-100

3 韓国:法制処総合法令情報センター <http://www.klaw.go.kr/>

4 韓国:仏教新聞 <http://www.ibulgyo.com/>

5 文化体育観光部 『2007文化政策白書』2008年